



2026年6月25日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

連結子会社からの借入に伴う

連結子会社に対する子会社株式の担保提供に関するお知らせ

1. 概要

当社は、当社の連結子会社である (1) 株式会社ウェッジホールディングス (以下「ウェッジ社」という。) (2) 株式会社日本橋本町菓子処 (以下「日本橋本町菓子処」という。) との間で締結した融資枠設定契約に基づいて調達した資金を使用し、日常の運転資金を賄っております。この度、当該借入金が12億円超と多額となっていること、当社の財政状況から即時弁済することが不可能であることを鑑み、当社が保有する一部の連結子会社株式について、両社それぞれを質権者とする根質権設定を行うことを、2024年8月9日及び、2025年9月12日開催の当社取締役会の委任に基づき、本日当社代表取締役社長が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社グループ内における資金調達および財務戦略に関する重要な事項であると判断したため開示するものです。

2. 融資枠設定契約の内容

(1) 令和6年8月9日付融資枠設定契約書 (債権者：ウェッジ社)

- ・融資枠の上限額 (極度額) : 4億5,000万円
- ・金利 : 年3% ・融資枠の利用状況 : 3億8,800万円
- ・債権者 (貸付人) : 株式会社ウェッジホールディングス
- ・債務者 (借入人) : 昭和ホールディングス株式会社

(2) 令和7年9月12日付融資枠設定契約書 (債権者：日本橋本町菓子処)

- ・融資枠の上限額 (極度額) : 8億5,000万円
- ・金利 : 年3% ・融資枠の利用状況 : 8億4,509万円
- ・債権者 (貸付人) : 株式会社日本橋本町菓子処
- ・債務者 (借入人) : 昭和ホールディングス株式会社

3. 担保提供 (根質権設定) の内容

(1) ウェッジ社向け担保（令和6年8月9日契約）

① 株式会社日本橋本町菓子処

- ・普通株式：13,077株（54.49%）
- ・担保評価額：30,857,687円
- ・評価方法：第三者株価評価額（DCF法と清算価値法の平均80,900,000円） × 持分割合54.49% × 掛目70%

② 明日香食品株式会社

- ・普通株式：4,032株（40.32%）
- ・担保評価額：71,886,528円
- ・評価方法：第三者株価評価額（DCF法254,700,000円） × 持分割合40.32% × 掛目70%

③ 昭和ゴム株式会社

- ・普通株式：9,540株（90%）
- ・担保評価額：1円
- ・評価方法：同社の財政状況を加味した備忘価格

④ 株式会社ルーセント

- ・普通株式：540株（90%）
- ・担保評価額：1円
- ・評価方法：同社の財政状況を加味した備忘価格

(2) 日本橋本町菓子処向け担保（令和7年9月12日契約）

① 株式会社ウェッジホールディングス

- ・普通株式：10,826,100株（25.48%）
- ・担保評価額：257,661,180円
- ・評価方法：2026年6月24日終値（34円）に担保入れする株式数を乗じた時価（368,087,400円） × 掛目70%

尚、それぞれ担保権設定につきましては、準備が出来次第、いずれも速やかに実施予定です。

4. 本件の背景と目的

当社は、事業運営および財務戦略上の資金需要に対応するため、当社がそれぞれ連結子会社ウェッジ社（融資枠4.5億円）及び、日本橋本町菓子処（融資枠3.5億円）との間で、2024年8月9日に融資枠設定契約を締結し、必要な資金の調達を行ってきました。その後、当社で必要とする資金が増加したことから2025年9月12日に日本橋本町菓子処の融資枠を拡大（3.5億円→8.5億円）しております。

当該融資枠設定契約は、当初短期運転資金として融資期間最長3ヶ月間を想定し運用開始しましたが、当該借入金を実質的に長期間固定化してしまっていること、急激に借入残高が積みあがってしまっていること、及び当社の現在の経営成績/財政状況を勘案すると即時に返済資金を他の調達手段で用立てることは不可能であることから、当社にとっては必要不可欠な契約となっております。

また、2026年6月24日時点で、それぞれの債権者(貸付人)からの借入金合計金額は、融資枠13億円に対し、使用枠は12.3億円(借入金残高はウェッジ社388百万円、日本橋本町菓子処845百万円)と融資枠の限度額に近づいており、今後の事業用資金の需要を考えると、近々で当該融資枠の更なる増額/契約の更新が必要となっております。

一方でウェッジ社は、東京証券取引所グロース市場の時価総額基準40億円に達していない(2026年6月24日現在14.44億円。1株あたり34円で計算。)ことから、上場廃止基準に適合しておらず、2025年10月1日から2026年9月30日を期限とする監理銘柄となっております。同社ではこの状況を回避するため、スタンダード市場への市場変更の準備を進めております。その為親会社からの独立性の確保にも積極的に動いていることから、2026年6月22日に当社とウェッジ社でそれぞれ公表した「代表取締役の異動に関するお知らせ」は、当社とウェッジ社で代表取締役の兼務状態を解消し、ウェッジ社の独立性を担保することの一環で実施したものです。

また2025年年末頃からは、ウェッジ社と日本橋本町菓子処からは、両社の適正な財政状態の確保と投資計画の立案に必要とすることで、債権債務の順次解消と融資枠設定契約書の返済期限の正確な適用、及び滞っている借入金の返済スケジュールの提示を求められておりました。当社といたしましては、他に資金調達の代替え手段がないことや、連結子会社側にも少数株主が存在し、独立した法人間の取引としてお互いの経営の独立性や財政の健全化を考慮する必要があったことから、担保提供を行いつつ、交渉を継続することといたしました。

なお、担保権の設定や交渉については、当該融資枠設定契約書の締結を2024年8月9日と2025年9月12日の当社取締役会で承認する際に、担保提供時期は具体的な条件は代表取締役社長に一任することを決定していたことから、代表取締役の決定により上記3. 担保提供(根質権設定)の内容に記載の当社が保有する連結子会社株式に担保権を設定することといたしました。

当社には事業資金が必要ですので、他の資金調達手段を検討しつつウェッジ社と日本橋本町菓子処と交渉を継続し、安定的に事業を継続できるよう協議を進めて参ります。

5. 今後の見通し

現時点では、ウェッジ社と日本橋本町菓子処と融資枠設定契約の条件変更など一切確定しておらず、現在でも協議を継続中です。

当社といたしましては、安定的に事業が継続できるよう、ウェッジ社と日本橋本町菓子処に対しては引き続き融資枠設定契約書の増額や条件交渉の協議を進め、必要な事業用資金の調達を進めて参りますので、今後開示が必要な事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上